

令和元年度 第1回 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会 会議録

日 時：令和元年10月 8日（火）

14：00～16：00

会 場：鶴岡市総合保健福祉センターにこふる

3階 大会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 委員自己紹介

4. 報告・協議等

(1) 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会について

本協議会の設置要綱を用いて設置の目的について説明。保健、医療、福祉の各分野、関係専門機関等の職員からなる委員で組織されており、昨年度、委員改選が行われ、17名の方よりご協力をいただいている。

(2) 平成30年度本市の虐待対応状況について

- ・高齢者 高齢者虐待の相談・通報件数は45件。そのうち、虐待の事実が確認されたのは25件であった。前年度より相談件数は5件減、虐待事実確認件数は4件の減。
- ・障害者 相談件数は2件、虐待件数は0件であった。相談内容について、知的障害を持つ子に対する父親による虐待について報告。

(3) 障害者差別解消条例（仮称）について

- ・今年度8月末に関係機関等より27名で組織される条例策定検討委員会を立ち上げ、検討に向けて意見をいただいた。条例には、目的や定義、基本理念のほか、市と事業者、そして市民の責務や役割等を内容として盛り込む方向で検討している。
- ・ほか、障害者差別に関する相談機能も整えるとともに、共生社会及び施策の推進について協議する場を設置予定としている。これについては、障害者差別解消法に規定されている地域協議会のようなものを想定しているが、既存の協議会の活用などを含め、今後も継続的に検討していく。その際、虐待防止等連絡協議会の委員にも協力をお願いしたいと考えている。

(4) 令和元年度上半期 事業報告

・鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの改訂について

平成21年3月に作成された標記手引きは高齢者虐待や成年後見制度に関する対応マニュアルとして活用されている。県の高齢者虐待標準マニュアルに基づき、本市の状況を鑑みされたが、同標準マニュアルが平成30年8月に改訂されたことを踏まえ、地域包括支援センターの社会福祉士を中心に改訂作業を進めている。次回協議会において、完成版を提示したいと考えている。

・鶴岡市障害者相談支援センターの取り組みについて

相談支援センターは虐待防止センターとしての対応も行っている。上半期の相談受付は3件であった。内訳として、60代後半女性（療育手帳所持）について事業所から通報があったケース、40代女性（精神保健福祉手帳所持）について本人から通報があったケース、50代女性（療育・身障者手帳所持）について保健所から通報があったケースについて報告があった。

また、平成31年3月に庄内圏域における障害者虐待の実態、障害者の権利擁護・虐待防止をテーマとした障害者虐待防止に関する研修会の実施報告があった。

(5) 高齢者虐待事例の報告について（事例報告・意見交換）

- ・60代女性。精神疾患があり、継続的な服薬が必要な状態にあったが、内服拒否があり、主介護者の夫が対応に苦慮し、身体的虐待に至る。分離後、地域包括支援センターの訪問、訪問看護の導入等の調整を図り、自宅に帰ったケースについて事例報告。
- ・委員より、精神保健福祉手帳の取得、障害者相談支援センターの介入により、通院同行等の障害福祉サービスなどに結び付けるなど考えられること。また、もともと被虐待者は春頃に状態を崩す傾向にあったことを踏まえ、来年の春頃の本人や家族の生活状況をもとに再度対応に関する評価を行う必要がある等のコメントがあった。

6. 情報交換・その他

- ・各委員より、虐待の対応状況と虐待防止の取り組みに関する報告後に情報交換を実施。家族による経済的虐待対応について。予防・防止に向けた関わりが重要であること。また、相談があった際の適切な関係機関との連携が重要であることを中心に情報交換が行われた。

7. 閉 会